

情報提供

那医発第 347 号
令和 8 年 8 月 20 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 7 5 7 号

令 和 8 年 8 月 1 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



生活保護受給者向けマイナンバーカードの 利用登録勧奨リーフレットについて（周知依頼）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについての通知となっております。

生活保護制度における医療扶助のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の導入については、マイナンバーカードによる確実な資格確認および本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等に係る事務の効率化を図り、利用者の利便性向上に資することを目的として、令和 6 年 3 月から運用を開始しております。

これに伴い、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局において資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしておりますが、生活保護受給者の利用登録率は約 45%にとどまっており、医療扶助や健康管理支援等に関する諸課題の検討を目的とする「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」においても、さらなる取組が必要であるとの意見が示されております。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省社会・援護局保護課において、生活保護受給者向けの利用登録勧奨リーフレット（別添文書 2）が作成され、全国の福祉事務所に対して利用登録の一層の勧奨を図ることとしております。

また、関係医療機関においても、必要に応じて生活保護受給者に対しリーフレットを配布いただくなど、可能な範囲で利用登録の勧奨にご協力いただくよう周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて

（令和 8 年 7 月 28 日（日医発第 807 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 807 号（保険）
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
今 村 英 仁
（公印省略）

生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
（周知依頼）

生活保護制度における医療扶助のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の導入については、マイナンバーカードによる確実な資格確認および本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等に係る事務の効率化を図り、利用者の利便性向上に資することを目的として、令和 6 年 3 月から運用を開始しております。

これに伴い、生活保護受給者が委託先医療機関および薬局において資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしておりますが、生活保護受給者の利用登録率は約 45%にとどまっており、医療扶助や健康管理支援等に関する諸課題の検討を目的とする「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」においても、さらなる取組が必要であるとの意見が示されております。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省社会・援護局保護課において、生活保護受給者向けの利用登録勧奨リーフレット（別添文書 2）を作成し、全国の福祉事務所に対して利用登録の一層の勧奨を図ることとしております。

また、関係医療機関においても、必要に応じて生活保護受給者に対しリーフレットを配布いただくなど、可能な範囲で利用登録の勧奨にご協力いただくよう周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本取組の趣旨についてご理解を賜るとともに、貴会会員への周知につきまして格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<添付文書>

1. 生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
（周知依頼）
（令 8. 7. 16 事務連絡 厚生労働省社会・援護局保護課）

2. 医療機関・薬局を受診する際はマイナンバーカードを持参してください
(パンフレット)

■参 考■

厚生労働省ホームページ

ー生活保護受給者向けの情報ー

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンA）両面
[001724868.pdf](#)

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンB）片面
[001724869.pdf](#)

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンC）片面
[001724870.pdf](#)

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 16 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
(周知依頼)

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においては、令和 6 年 3 月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています（※1）。

現在、生活保護受給者のマイナンバーカードの利用登録率は約 45%となっており、貴会にもご参画を賜っております「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」におきましても、より質の高い安全な医療の提供や業務効率化に向け、当該利用登録率の向上に向けた一層の取組が必要であるとのご指摘をいただいております。

今般、厚生労働省におきまして、生活保護受給者向けの利用登録勧奨リーフレット（別添（※2））を作成し、全国の福祉事務所に対し、当該リーフレットを活用して一層の勧奨を行うよう依頼することとしました。

各医療機関におかれましても、生活保護受給者が来院された際、マイナンバーカードの利用登録がされていない方に当該リーフレットをお渡しいただくなど、可能な範囲で利用登録勧奨にご協力いただきたいと考えております。

貴会におかれましては、会員の皆様への周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

※1 急迫した事由その他やむを得ない事情（医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を実施。

※2 厚生労働省ホームページでも公開しております。
(医療扶助のオンライン資格確認：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室
TEL：03-5253-1111（内線 2829）

医療機関・薬局を受診する際は マイナンバーカードを 持参してください



マイナンバーカードによる受診が原則です

病院や薬局へ行くときは、診察券やお薬手帳と一緒にマイナンバーカードを持参してください。

ケースワーカーの負担が軽くなります

マイナンバーカードにより受診しない場合、福祉事務所ではあなたの医療券を毎回印刷・郵送しています。

お医者さん、薬剤師さんの負担も軽くなります

マイナンバーカードを持参し、
情報提供に同意するだけで、医師・薬剤師が
過去の診療やお薬の情報をすぐに確認できます。

- マイナンバーカードの利用によるメリット -

過去の医療情報の活用

これまでの医療情報（診療・薬剤情報など）が確認しやすくなり、円滑な診療につながります



受診のとき、情報提供に同意するとこれまでのお薬や診療の記録を医師・薬剤師に伝えることができます。あなたに合った治療が受けやすくなるほか、飲み合わせの悪いお薬が出されるのを防ぐことができます。

救急時もより適切な処置を

意識がない場合でも、マイナンバーカードがあれば過去の医療情報をもとに医療が受けられます

マイナンバーカードを利用することで、救急時に意識がない場合など、ご本人の同意が難しい状況でも、医療機関が必要な情報を確認できる仕組みが導入されています。

マイナンバーカードの持参に向けて

マイナンバーカードで受診する前に実施すること
受診にあたり、マイナンバーカード利用登録の対応をお願いします。
カード保有者の4人中3人は利用登録をしていただいています。
詳細は二次元コードからご確認いただけます。



医療機関・薬局に行くときは…

マイナンバーカードを利用する場合でもこれまで通り、
受診前は担当ケースワーカー・福祉事務所に相談してください。



マイナンバーカードは安全に利用できます

マイナンバーカードには、悪用を防ぐさまざまな仕組みが導入されています。
もし、他の人がマイナンバーカードを拾っても、医療情報や金融機関の口座番号、税・年金などの情報を見ることはできません。

医療機関・薬局を受診する際は
マイナンバーカードを
持参してください



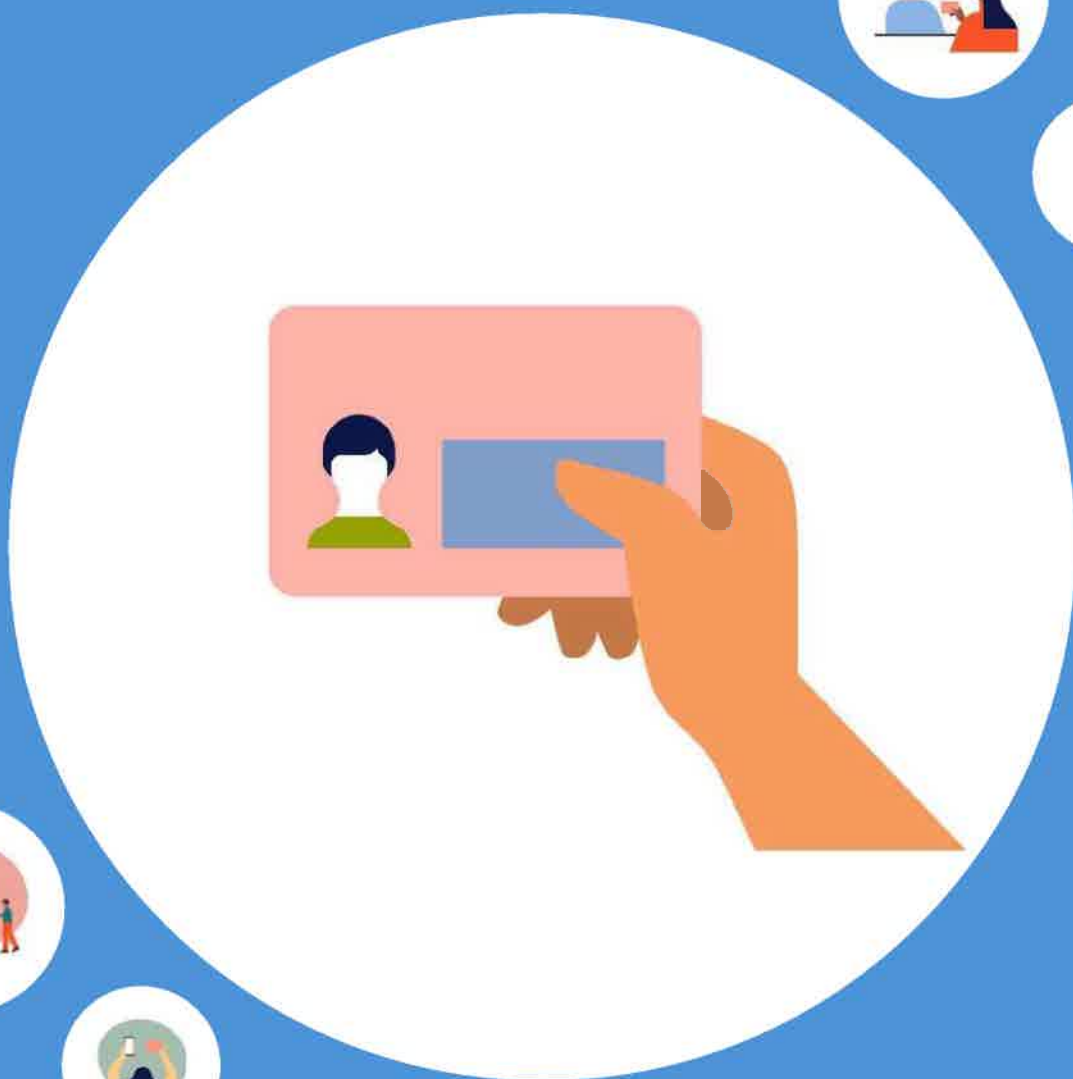
安全で質の高い医療をあなたに



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



医療機関・薬局を受診する際は マイナンバーカードが 原則です



安全で質の高い医療をあなたに



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

